

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会 (第 16 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 10 月 12 日 (金)		
開 会	午前 10 時 00 分	閉 会	午前 11 時 58 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	石田憲太郎、平野真理子、太田縁、寺坂寛夫、田村繁巳、中村晴通、 谷口秀夫、入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐 : 竹内 一敏 財産管理課管材係主幹 : 福井 一朗 庁舎整備局主任 : 宮崎 学 庁舎整備局専門監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	7 名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	日本海新聞、読売新聞、建設工業新聞、日本海テレビ		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前10時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 おはようございます。ただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する特別委員会を開会をいたしましたと思います。審議に入ります前に皆さまがたにお詫びを申し上げたいという点が1点ございます。10月の5日に日本設計さんにお越しをいただいて、第2回の調整会議を開催をさせていただきました。そして、今日10月12日が計画条件の最終決定日というふうに相なっております、調整会議が終わった後で、今日12日に特別委員会で方向性は出しますが、もし仮に専門的なことあるいは技術的なことが出てくれば、特別委員会の議論も紛糾する可能性もありますので、もしお越しをいただけるのであれば12日もこの鳥取市の方に御出席をいただけないかという御相談申し上げましたら、それは当然越させていただきますという快諾をいただきました。そのことを含めて副委員長とも相談をし、本日の10時から調整会議を開催する計画といたしておりましたが、本日早朝に東京の汽車が遅れて空港の出発時間に間に合わなかったんで、2便で越さしていただくという連絡が急遽入ってまいりました。従って、日本設計さんはお昼前には鳥取市に入って来られるという状況に相なったことでございますので、本日10時に計画をいたしておりました調整会議を、この市庁舎の改修等に関する調査特別委員会の方に、昼に計画しておりました調査特別委員会を本日10時に変更をさせていただいたという経緯でございます。委員の皆さまがたには急な変更ではございますが、何とぞ御了解をいただきたいというふうに思います。

それでは早速議題の方に入らせていただきたいというふうに思います。議題の2番に掲載してございます委託業務に関する条件確認、課題整理等について議題といたしたいと思います。本日皆さまがたのお手元に、計画案の検証経過というペーパーをお渡しをさせていただいております。整備範囲を含めた計画案の内容、それから右の方に検証経過というふうに整理をさせていただきます。そこで、まず計画案の内容の確認をし、それから検証経過でございます日本設計さんとの議論の中で出てまいりました問題点等含めて、どのようなかたちで検証作業をお願いをするのか、そういう点を御議論いただきたいというふうに思います。

まず最初に、計画案の内容を再度確認をさせていただきたいと思います。本庁及び南側駐車場の範囲（市民会館の敷地は含まない）既存本庁舎改修、1現庁舎の概要、鉄筋コンクリート造り地上6階、地下1階建て、延べ面積6,800㎡内地下1階380㎡でございます。改修部分の概要を読み上げさせていただきます。建物規模、地上6階地下1階5,900㎡、性能、耐震性能、構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類、改修内容、1免震改修（1階基礎免震、地下1階部分柱頭免震）2建物本体は現状維持を基本、3設備は免震改修にかかり必要となる改修を行う、4外装改修はペアガラス（1重サッシ）の整備、5居ながら工事（地下1階の機能も継続利用）そこに矢印がございますが4との不整合の可能性ありということでございます。

それから解体部分の概要でございます。解体範囲、本庁舎西側2階建て部分900㎡、それで、日本設計さんの御提案で、そこにちょっと右の方に記載してございますが、本庁舎南側1階部分を解体範囲に追加する必要があります（追加の御了解を）ということで、これは前回の特別委員会等で御了解をいただいておりますが、本庁舎南側の1階部分（銀行それから出納室の部

分)でございます。この部分 49.42 m²を解体範囲に追加をするということが、この本庁舎の整備範囲及び改修案でございます。この計画案の内容について再度確認をさせていただきますが、このようなかたちでの検証を進めていくということによろしゅうございますでしょうか。

() はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それでは右の検証経過の方でございます。現在日本設計さんの方から出ております免震改修の工法を1階基礎免震、地下1階柱頭免震ということについてでございますが、現状維持を基本とするが、電気設備及び空調設備で実現できない。電気設備についてでございますが受変電設備、自家発電設備は新規で設備すると。それからエネルギーセンターもしくは新第2庁舎の先行建設が必須。工期が3年以上必要となると。空調設備につきましては別のシステムへの変更が必須。上記の伴い内装工事の共連れ工事も発生(居ながら工事も難しい)。2番目として、居ながら工事の記載がしてございます。1階床が土間コンのため床を撤去、再構築する必要がある。2全階、全部の階ということでございます。柱頭免震を施した場合、空調のやり替えが必要となり、居ながら工事が困難。3外壁改修。ペアガラス改修は居ながら工事に影響があるということでございます。3、それで先ほど申し上げました解体範囲に南側1階部分を追加するということでございます。先ほど申し上げました49.42 m²を追加をする。それから2階建て部分の延べ床面積 900 m²も解体をするということでございます。

これが今日まで日本設計さんと調整会議2回を行いまして出てまいりました経過を取りまとめをさせていただいておるものでございます。こういうことも踏まえ、本日どのような計画条件の基において検証作業を進めていくのかということに取りまとめをさせていただきたいというふうに思います。今日までの経過も踏まえ、皆さんの方で御意見等ございましたら、お願いをいたしたいというふうに思います。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 前回の調整会議の中で、今具体的な調整の中での問題点が出ているわけですし、このあと新聞にその居ながら工事とか、そういったことでなかなか現状のままでは使えないということが大きく新聞に出ましたら、私の方に複数のかたから電話があって、約束と違うじゃないかというような電話もあったわけです。ただ、このことは結果として、この山本氏案をそのままやはりそれでいくのか、いわゆるそうではなくて、日本設計が実際に現場を見てこれだとだめですよというかたちを、どちらをいくのかという、これをはっきりさしていかないと、またこのA案B案みたいなかたちでの議論をやっても前には進まんだらうというふうに私は思います。私はやはり20億という、3点セットという大きな前提の基の中で、工法について具体的にいろんな問題が出てくるということは、おそらくこれは事前にと言いますか、調査をすればそういう方向は出てくるだらうというふうに思います。ですから、基本的には、私は日本設計が示した工法であったり、そういった問題点であったり、そういったものについての議論をしていくべきではないのかなというふうに思います。

ですから、改めてその居ながら工事ができないということで、いや、できるんだということもあるでしょうけれども、できないという前提でこれは向かえないとなかなか前に進めないのかなと。あるいはエネルギー、電気設備等々についても、今まででしたらそのまま地下を使い

ながらできるということであったんだけど、地下の電気設備もなかなか難しいということであるならば、そういう方向でいくしかないのかなど。ですから、基本的には、最終的にはこの建設費等の問題にはかかってくるわけでしょうけれども、今、日本設計が出したこの問題点等々について、方向としてはやはりそれらの問題点を踏まえたかたちで進めていかざるを得ないのかなという気はいたしております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。今、上杉委員の方から日本設計が示したものについてという、ちょっと話がございましたけれども、僕は日本設計の2回の調整会議の中で、日本設計がこれはできる、これはできないというのをはっきり示したわけですけども、居ながら工事の関係については、私は、日本設計はできないというふうな1つの方向性を示しておりますけれども、これは十分できるという判断をしております。日本設計は日本設計でそれなりにできないという判断をされておりますけれども、これは正直なところを言って、今いろんな工法や技術が進んでおります。そういった中で、土間コンを削って、撤去して、その上でまた新たに施工するというふうなかたちに、居ながらはできないんだというふうな、これは私は、日本設計はできないという判断ですけども、いろんな今、特許というか、それぞれの企業によって特許も取っておるわけですので、それは十分できるという。特にこの本庁舎の免震で一番のあれというのは、やはり居ながらできるという1つのあれがあったわけですので、これはぜひそういったかたちで進めてほしいなというふうに思います。

ですから、日本設計ができないというかたちになれば、私は次の段階の正直なところを言って、本設計等々のときに、そういうようなできる方法のやっぱりプロポーザル、業者選定をしていけば十分できるというふうに思っておりますので、ここはちょっと大きくまた2号案とは変わってくる、これを居ながらができない、できるという、ここの判断は大きく変わってくるというふうに思っておりますのでね、そのことはちょっと申し上げておきたいというふうに思います。それともう1点は、日本設計がおっしゃるのには、地下の柱頭免震が非常に難しいじゃないかという判断です。これはそれぞれのまた設計者の考え方によって見解は、僕は違うというふうに思います。ですから、今回日本設計が柱頭免震は厳しいじゃないかという判断をされた中で、やはり若干日本設計の方の考え方を尊重というか、聞いたものにして、基礎免震に変更というかたちはやむを得ないというかやってもいいじゃないかと。ですけども、柱頭免震が完全にだめだという判断では私はないわけです。でも、何らかのかたちでこの住民投票をやった2号案について、できるだけその2号案に近いものを精査していくということになれば、これはこれで基礎免震というかたちでもいいじゃないかなという思いがしております。

ですけど、日本設計にも聞こうと思っておったんですけど、調整会議のときに聞こうと思っただけですけど、やはり日本設計は柱頭免震をする場合に咬ませる積層ゴムの話が、支承の問題が出ておりました。これは国の、国交省が認めておる工法であるけれども、山本案の方では柱頭免震に積層ゴムと弾性のすべり支承というものをして、専断力を提言していくんだと。そのことによって柱頭免震ができるんだと1つの、山本さんは山本さんの考え方であったわけですけどね、私は日本設計がこの前の調整会議で聞いたときに、弾性のすべり支承は国が、国

交省が認可しとらんから、これは使わないというか、使えないとか、そういった1つの話をされましたけど、これは、県庁でも他のところでも皆やっているわけですから、その工法を使っておるわけですから、だから、その場所、場所によってそれぞれの適したものを使っておるわけですから、ですから日本設計がこれはだめだというふうなかたちで、僕が申し上げたのは、ちょっと引っかかる問題がある。ですから、日本設計の調整会議のときに聞こうと思っっているのは、日本設計はもうこういったものは全く使わずに積層のゴムだけで考えておるのかということを知りたいわけですが、やはりいろんな併用というか、使い方は僕はあつて然るべきだというふうに思っております。

そういったことで、この日本設計が示した本庁舎の件については、基本的には居ながら工事をやはり基本とするというかたちは、僕はそれをやっぱりやるべきだというふうに思っております。それともう1点は、先ほど申し上げましたように、山本案は地下室を柱頭免震というかたちで提案しておりますけれども、これは機械室云々という問題があつてなかなか難しいじゃないかというふうに日本設計は言っておりますので、それだったら地下部分も基礎免震というかたちでやれば、電気室、空調、そういったものを全くいらずにそのまま工事ができるわけですので、そうすれば全て解消、解決できるんじゃないかなという、私は私なりの判断をしております。ですから、このエネルギーとか、電気設備、受電設備とか、自家発電の新規の必要というのは、これは次の段階の、私は執行部の方が考える課題であるというふうに思っております。ですから、今我々がやるべき問題は、2号案で住民投票にかけたものの精査ですから、やはりそういったことを考えれば、この日本設計が電気設備等々の新規設備が必要だというのは、次の執行部の段階で検討され、本設計というか、そういった時期に考えるべき課題ではないかなというふうに私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 この居ながら工事の、ここの2番目の居ながら工事ができないというのは、第1点の免震改修の工法、1階が基礎免震で、地下1階が柱頭免震だと、それをすれば居ながら工事は不可能ですよというこの間の話だったというふうに思います。おっしゃるように、地下も基礎免震にすれば居ながら工事は不可能ではない、可能であると。ただ、非常にそのあたりの現場では、かなり厳しい条件の中での居ながら工事だということで、この間日本設計の担当者も言われたというふうに私は認識をしております。ですからここの、今、上田委員さんの方から出た分については、居ながら工事については1階の免震改修の工法を変える必要があるということなんですわ。だから、今の話で言うと、1階は基礎免震にして、地下1階が柱頭免震ということで提案があるので、この居ながら工事ができませんよという話なんです。ですから、地下1階を基礎免震にすれば、それは居ながら工事は何とかできましようという話ですから、それはその議論で私は結構だというふうに思っております。誤解がないように、居ながら工事ができないというのは、今提案されている柱頭免震にするから居ながら工事ができないということでの、日本設計の方からこういう提案があつたということですので、工法変えれば、それは可能だということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、上杉委員の方から、日本設計に検証をお

願いをしておると。それによって、日本設計の方から調整会議でいろんな提案もいただいて、その日本設計の基本的なものを尊重して、検証を進めていくべきではないかというような御提案でございました。それから、また上田委員の方からは、この特別委員会の、この今現在進めております検証作業、これは条例案検討の折に提案をされた2号案の検証をするということに基づいて、検証をするんだということまで来ております。その点で、上田委員の方からは、山本さんを中心として提案をされた第2号案、これの検証というかたちで、先ほどお話を聞いておりましたら、土間コンクリートの工事に伴って居ながら工事ができないということがあるけども、これは山本さんの考えておられるお考えではできると言うことを言うておられる。それから、基礎免震というかたちで、県庁のように同じ工法で基礎免震という工法を用いれば、2号案の基本理念になっております、現状維持を基本とする、あるいは設備も使えるものは長く使っていくという理念に沿っていくという。それから、技術的に弾性すべり支承というような話が出ましたけども、これは我々特別委員ではちょっとわかりかねますので、これは日本設計さんが来られた折に再度確認をいたしたいと思いますが、上田委員の思いは主目的である山本案の検証ということであるならば、山本さんの計画に近い案でできる方法を検証してはどうかというようなお話であったというふうに思います。そういうことで他の委員のかたで御意見ををお願いをいたしたいと思います。桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今の、はっきりしているのは、先ほど上田委員の方からありましたけども、この山本案、山本氏案であるこの2号案の検査、精査のために特別委員会として日本設計に委託をしたということははっきりしているわけですし、その中で議会として、特別委員会として、この示したこの計画案の検証をしていただいたと、その結果を踏まえて、これから特別委員会でどのような議論していくかというのは、まさにこれからの話ですから、先ほど上田委員がおっしゃられた点については午後から、3時からですか、開かれるこの調整会議の中で、まさにこの日本設計さんの方にどのような提案をしていくのかということだと思いますから、まずはこの特別委員会として、この山本案なのか、この日本設計案なのかということではなくて、山本案の精査を日本設計に依頼をしたと、そここのところをはっきりして進めていかないと、また振り出しに戻るようなことでは、私はいけないなというふうに考えます。

◆**橋尾泰博 委員長** 上田委員。

◆**上田孝春 委員** はい。さっき僕も話をしましたし、それから上杉委員の方からも話が出ました。ですから、ここの1ですね、免震工法の1階基礎免震、地下1階は柱頭免震という1つのかたちになってある部分を、先ほども僕も言って、日本設計の方が非常に柱頭免震は厳しいじゃないかという話がありましたから、でも、ここを山本さんの案もあるんだけど、ここを結局、基礎免震というかたちで日本設計に、日本設計が言われるようなかたちで検証してもらえれば、すべてこの地下室の問題等々も解消できるわけですし、それから、居ながら工事もできるということになれば、こういった方法で1つ進んでもいいじゃないかという、私の考え方で先ほど話をさせていただきましたので。ですから、この辺をこういったかたちで特別委員会で、日本設計の方に提案を、最終的なやはり提案をしてもいいじゃないかなあという思い。

ですけれども、ここに日本設計が電気設備（受変電設備とか自家発電）の新規が必要があると

いうふうなかたちで、ここ出しておりますから、この問題は、僕は次の段階だというふうに思っておるわけですが。ですから、これを新設する云々という問題は次の基本設計のときに、市の執行部の方が、これがほんとにどうしても今、この時期にやるというのであれば、その時点で検討されるべき問題であって、今特別委員会がここを受変電設備を作るんだ、作らないだという議論は、僕は今の段階では特別委員会では議論する段階ではないというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 湯口委員。はい。

◆湯口史章 委員 今の議論を聞いておまして、私なりにちょっと整理してみますと、やはり当初提案された内容では使いながらしては、不可能だというのがまず結論だろうと私は思います。その上に立って、じゃあ、より山本先生が示された案に近いかたちで、考え方を損なわない前提でどういう技術的な手法があるかということ言えば、その基礎免震という工法だろうと思うんです、将来のことは別として。それで、これは先だつての日本設計さんの説明でも、それは可能でしょうというようなお話をいただきました。だから、前提はとにかく居ながら工事は無理だったということなんですよ、その上に立って、基礎免震という工法であれば、なんとか可能でしょうということだと私は理解しておりますし、それから、もう1つ、免震の関係で、上田委員の方から使えないというようなお話があった、県庁でもやってるじゃないかという、私はこの間お聞きした範囲では、要するに柱頭免震の場合というのは、免震層が建物の内部にできるわけですね、それで、この建物というのは耐火建築物、燃えないような構造体にしなきゃいけないんですよ。そのためには、耐火認定の取ってある免震装置でないと使えませんよということなんですよ。

だから、ただ単に免震をいろんな、すべりだとか、あるいは積層だとか、いろんなものを行って、地震力を低減して、建物になるべく負荷を掛けないような工法というのは、確かにそれはいろいろあるんですけども、今回建物の中に使うという意味で言えば、耐火認定の取ってある、国土交通省が認定しているその商品のバリエーションの中で免震というものを考えなきゃいけないわけですね。その上で言うと、先だつて言われた提案については、これは認定が取ってないので使えませんと、現時点では。だから、認定の取ってあるものでやればこうなりますよというお話だったんです。それで、県庁はなぜいいかと言えば、あそこは基礎免震だからなんですよ。基礎の下ですから、建物の内部でないですから、そういう耐火認定があるもの、要求されないんです。私はこの間、聞いた限りではそういうふうに理解しておりますので、また午後、調整会議の方で確認をしていただければいいと思いますけども、そういう違いがあるんだろうなと思って、今、上田委員さんの方から言われたことについては、ちょっとそういうふうな私なりの見解をちょっと述べさせていただきました。

それと、あと1つ、免震に関わる工事に伴っての居ながら云々ということもあったんですけど、一方では、土間をどうするかというような話の中から、確かに日本設計さんは先だつて、特殊な裏側からやるような、注入するような工法は不可能でありませんと、それはやれますよと、ただし、大きな予算と時間は掛かりますよということだったわけです。だから、そこはどうか我々が判断して、どういう方法で見積もってくださいということを考えるかということだと

思うんですけどね。

それとあと1つは、実は新しいことがまた出てきたわけですね。これはどういうことかという、いわゆるその1階の基礎免震のところを収納スペースに使いたいであるとか、あるいは新第2庁舎の方が増築だという判断が鳥取市の建築主事である指導課の方から判断が出たわけですよ。それで、それに伴ってどういうことが起こったかと言えば、内部の既存不適格部分についてこの建物はもう四十数年前の建物ですから、建築基準法的には不適格な部分は何点かあるわけですよ。内装制限ができていないとか、いろいろな区画ができていないとか。そうなりますと、明らかにそれが既存不適格の部分についての改修を余儀なくされるっていうことに、この間の指導課の判断というのが出たわけですよ。ということになると、全面的にいろんな部分を改修せざるを得なくなるんですね。従来そこまでは別ですよと言っていたことが、これがもう当然としてやらなきゃいけないということが見えている状況でね、現実的に使いながらしてできるかっていうことを実は一方ではあるんだろうと思うんですわ。その免震装置のやり方によって変えたとしても、あるいは土間コンの工法の工法をお金がかかってもいろんなやり方でやったとしても、いわゆる内部の壁、内装制限で壁は取っ払ってやらないといけん。当然天井についても出てきます。いろんな設備についても出てまいります。

それから、先だって排煙設備については緩和措置がありますよと言いながらも、元々この建物っていうのは単体で建てた場合にはそういう整備をしなきゃいけない建物でして、実は、本当は建築基準法的には、たまたま増築であるから古い部分のところまでは遡及しませんよっていうことで緩和をしてあるわけですけども、今回窓も全面的に外部側を直すのに当たって、そういう対応ができるような窓に形状を変えておくっていうのは、私は本来必要なんだろうと思うんですけど、行政の建物としては、何もつかないというんならあれですけども、そんなこと諸々考えた場合に、現実的にここを使いながらしてやる工夫っていうのは、じゃあ何ができるかなと私は思いますよ。となれば、やはり第2庁舎の方を先行的に建てて、皆さんには御不便をおかけしますが、職員さんにもそうですけども、2フロアぐらいずつが移動して、全面的に直していくっていうようなことをやらないと、業務をその部屋でやりながらこっちでガッコンガッコンなんて現実的には恐らく難しいのかなという感じがしますね。だから、そういう工夫をして皆さんに御迷惑をかけるかもしれないけども、こういう工法であれば、そういう内装等々の工事についてもなんとか対応ができないかなというようなことになるのかなって気がしますがね。私はそんなちょっと印象この現本庁舎の方についてはそんな印象を持ったんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。特別委員会も数多くこう議論をやってまいりまして、皆さんにもいろんなこうなっていうか、議論やった中でいろんな知識が入っております、今湯口委員もそうです、先ほどの上田委員もそうですけれども、いろんな項目にわたってお話をされるので、もっと議論を深めるために、項目を単体で絞って、一問一答形式というようなかたちの議論の方が皆さまよく深い議論ができるかと思しますので、そういうような議事進行をさせていただきたいというふうに御提案をさせていただきたいと思っております。それで、今、湯口委員の方から専門的なことも含めていろいろありました。一番最後の、例えば不適格

建築基準法等の話もございました。これも、こないだの10月の5日の調整会議で、一体的な建物と見なされるという、初めて鳥取市の見解が出てきたということでもあります。そういうことで、当然この不適合の建物という範疇に入りますと色々な排煙だとか、たて穴だとか、内装制限だとか、いろんなことが求められてくる、これも現実にはわかってまいりました。

ただ、この山本案の検証ということになりますと、その当時市の見解も明らかではありませんし、国の回答もなかった。そういうような状況でありますから、先ほど我々がこれから次のステップに行く段階で山本案を検証した後に、じゃあそういういろんな新しい条件がこの8ヶ月の間に出てきましたよと、じゃあ、それをクリアするためにどういう工法があるのか、どういう修繕計画をしなきゃならんのかという、私は次のステップで議論することではないのかなという印象を持ちました。やはり今私どもが向かっておりますのは、その山本案の検証ということ、これがまず第一にやらなきゃならんこと。それによっていろんな問題点も出てくるでしょう。それを市当局と我々特別委員会と議論していく中で整理をしていく案件ではないのかなという印象を持ちました。より深い議論したいと思いますので、よろしくお願いします。桑田委員。

◆**桑田達也 委員** もう一度はつきりさせておかないといけないと思うんですけども、その山本案を次のステップで1つ1つこのはつきり、新たな工法も含めてというようなニュアンスのお話ではないのかなと思いますが、日本設計さんのこれまで調整会議で私たちが説明を受けてきたことは、特別委員会が日本設計に出したこの計画案の課題なり、この中で見えてこない非常にこの不十分ではないかというような内容を日本設計さんに私たちがその精査を依頼をしたと、そして私の認識がこの誤りでなければ、地元紙にも書いてありましたから間違いはないと思いますが、10月5日の調整会議の終わりに、私たちは日本設計の説明を受けて、さらにその上で日本設計さんは私たちの質問を受けた後に、具体的な今後金額を私たちは出していくんだということまで言及をされて、それに対して私たちは異論はなかった。調整会議でそれは合意を見たというふうに私は思っております。ですから、これから進めていく上で大切なことは、やはりこの日本設計さんが精査をした結果に基づいて進めていく。間違ってもこの山本案から新たな提案を引き出していくというものではないということ、私ははつきりさせておかないといけないというふうに思いますので、その点を踏まえてこの日本設計さんのこの検証経過、ここに基づいてはつきりさせていく。上杉委員の方からも冒頭ありましたけども、そこをところをまず特別委員会で決定を見なければ次の調整会議にも進めませんし、この特別委員会も進まないんじゃないかなというふうに思いますので、そこを委員長の方からお諮りいただきたいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 桑田委員の方から御意見をいただきました。まず、私の考えをお話をさせていただいて、今の桑田委員の提案について委員の皆さんから御意見を賜りたいとこのように思います。私は決して、山本案が100%正しい、日本設計の提案が全て正しいというようなスタンスには立っておりません。要は山本案という現実に住民投票にかけた2号案、これの検証をするということで特別委員会の総意をいただいております。そして、日本設計さんに基礎調査なんかもしていただいて1つの問題提起をいただきました。それらを踏まえて、今特別委員会

が例えば本庁舎はこういうかたちで検証してください、新第2庁舎はこういうかたちで検証してくださいという計画条件を今詰めておる段階だろうというふうに理解をしております。そういうことで、山本さんの案をまず検証しなければいけないという皆さんの総意でありますから、そこをやっぱり、そこが一番主目的ですからその点はよく私も認識しなければならんし、皆さんにもその点は認識していただきたいというに思います。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** まさにそのことだというふうに思っております。山本案をこの日本設計が今検証するまず入口論として、日本設計が検証した中で免震工法を1階基礎免震、地下を1階の柱頭免震にした場合には2番目の居ながら工事については非常に不可能だということを出ているわけですね、報告が。ですから、日本設計としては、前提第1番目を取るのか、2番目を取るのかどちらかにしてくださいということなんですわ、両方はできないと。ですから、上田委員がさっきおっしゃった電気設備、空調設備っていうのは、地下を柱頭免震にした場合にそのまま既存のその設備を使ってということではできないから、できないから一旦出してくださいよという話をしているわけなんですよ。だから、これは次のステップより何よりも、その(1)と(2)が非常に矛盾している状況の中で、これは要するに検証はできないと、ですから1をとるか、2をとるかの話だと私は思っております。だから、2をとるか、1をとるかはこの委員会ですべて決めていただいて、それで日本設計に出してくださいとそういうことだというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 上紙委員。

◆**上紙光春 委員** ごっつい面倒になんとか考える必要は、私は1つもないと思いますよ。今、上杉委員がおっしゃったことも桑田委員がおっしゃったことも、上田委員さんも結局一緒なんですよ。できないことはできない。できないから放っておくというわけじゃないんですよ。私は先ほど、出ておりましたように皆さんの意見は一緒だと思いますけどね。あんまり難しゅう考えんでも、今上杉委員もおっしゃっていましたが、柱頭免震で一部だけ地下だけをするのは難しい、できないということなら基礎免震にして、それが結局山本案ということじゃない、住民投票にかけた案により近いかたちでする方法を考えなきゃならんというのは、この特別委員会だろうと思いますよ。検証してみたらできないから、はい、さよならという委員会じゃないと思うんですよ。だから、どこをはっきりさせるかということは、できないことはできる方法で、より山本先生がお作りになった案に、それは山本先生の案というよりもむしろ住民投票にかけた案により近いかたちで検証してできんことはできんわけですから。じゃあ、より近いかたちでどうしたらできるかということになると、上田委員も冒頭におっしゃっていましたが、機械室も含めた基礎免震にしてそうすれば居ながら工事ができるという前提に立てるということを。これ単純なことじゃないですか。

少なくとも、今委員長がおっしゃったように、単体で議論しようやというふうにちょっと言葉挙げられましたけど、これだけでも決めましょうや。そういうふうにしようということ、そうせんという、何か、ちょっと議論が、皆さん賢いからかしらんけど、私と違って。1つずつ単体で結論出していきましょう。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。皆さんの御意見を聞かせていただいています私

も、皆さんのその意見の違いっていうのはそんなに大きくないというふうに受け止めております。前回の特別委員会並びに調整会議なんかにおきましても、伊藤委員の方から、もう日本設計の資料を見るとペケペケが付いておるということで出来ないということであれば検証は終わったという発言がありましたけど、それに対して各委員の皆さんがたの方から、山本案にできるだけ近づけて検証しなければならん、これで終わりということはある得ないということで、皆さんの御意見も多数いただいております。その中でより山本案に近いかたちでということであれば、上田委員の方から、地下室の下を基礎免震にして、だっていうことは県庁と同じ方式の基礎免震というかたちになります。これは当然工事費も高つくということになるんだろうと思います。山本さんのお考えは、以前聞いておりましたお考えは、基礎免震より柱頭免震の方が工事費が安くつくであろうということと提案をしたいんだというお話も聞いておりました。そういうことで、基礎免震も柱頭免震も免震工事でありますから、技術的な問題ということはないと私は素人ながら理解をしておるんですが、そういうかたちで、より2号案に近い検証を進めていくということであるならば、日本設計の方から様々な難しい問題点等もございしますが、ありましたんでそれらを検証作業に入っていただくための検証といたしましては、基礎免震で積算っていうか検証をしていただくという方向がより計画条件として2号案に近いのかなあという私は印象を持っております。これはあくまでも私の提案でございますから、皆さんの御意見をいただきたいというふうに思います。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 工法としては、そういう工法の方がより近いのかなあと私自身思っていますけども、ちょっと1つだけ気になるのが、今回の建物はいわゆる構造体としてはI類というやつですよということを前提しております。だから、免震をやれば自動的にI類はクリアできるということなんですけどね。実はその建築非構造部材であるとか、いわゆる建築設備についてA類、甲類というような指定をしております。これは最高レベルのものをしておりまして、それで、この関係で執行部の方にちょっと専門的なことをお聞きしたいんですけども、例えば充電設備であるとか、自家発であるとか、電気設備の上でいわゆる甲類というようなものがクリアできるのか、あるいは建築非構造部材というのは現実的にはその天井の吊り方がどうだとかって内装の絡みとかいろいろ出てくるわけですけども、こういうことによる影響が設備の上で出てくるのか、ちょっとそれが確認したいんです。私が言おうとしているのは、例えば今ある自家発3時間が、要は甲類になるかという話なんだけど、例えばね、3時間の今のもんですからね。理想的なのは72時間だとか3日間ぐらいとか言われるんですけども、これがその対象になるかっていうことなんだけど。

というのが、これを生かしたままもしもやると日本設計さんはこのとおりにやりますからね、だから、我々はその辺はそのまんま今の設備が甲類なりそういうものに該当しているかどうかというものをある程度確認しておかないと、向こうさんはそっち優先されますから免震やって使えるってなっているけど、条件でI類、甲類、A類っていうような指定をしてあると、向こうさんそれを変えなきゃいけませんよっていうような提案がまた出てきますので、ちょっとその辺で何か変わったようなことにつながるような大きな要素が何があるのか、この本庁舎の方ですよ。ちょっとそれをお聞きしたいんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 これは湯口委員、今3時間っていう話があったのは、甲類っていうことになってくると前の特別委員会にも出てまいりました72時間、72時間以上だとか何かああいう。ということですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。これはどなた、はい、整備局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そしたら前田専門監の方から具体的に説明させていただきたいと思えます。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。わかる範囲でお答えいたします。建築設備の甲類と申し上げますのは、大きな地震のその人命の安全確保に加えて二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることはなく必要な設備機能を相当期間継続できるということでございます。その基本的な設備機能といたしましては、まず電力がございますけれども、電力の中では非常用発電機の運転時間というものがございます。運転時間につきましては72時間が甲類の基本であるというふうに考えております。ですから、今回甲類にするとすればオイルタンクの増設等が必要になってくるというふうに思います。それから非常用発電につきましては、その他にもその発電機が壊れたときにどうするんだとか、例えばバックアップが必要になってくるのか、それから電源車によるその非常電源を確保するとか、いろんな対処によって継続的に建物が使えるようにしなければならないということがあろうかと思えます。次に通信や情報にも同じようなことが言えまして、引込みルートを二重にするとか、それから、給水につきましてもペットボトルを備蓄するとか、水槽を二重に分離するとか、それから排水につきましても排水ピットを設ける、それから空調につきましてもサーバーの部分の空調設備を確保するとか、多くの問題が出てきます。これを、甲類を確保しようと思えばそれ相当の設備の改修が必要になってくるというふうに思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。1つちょっと確認をしていただきたいことがあります。前回の調整会議のときに話を聞いていましてちょっと疑問に思ったんですが、今のこのやり取りの中でも、山本氏の案により近づけていくというような話があったわけですが、前回の調整会議のときに、委員長がやり取りの中で、日本設計さんに対して、山本さんと話をしたりというようなことを投げかけられたときに、あちらさんは設計者ではないと、技術者としてやっているのそういうことはしないというような否定をされました。そのときに私思ったんですけど、いったい、この検証の業務を委託するときの契約のときに、どういった話になっていたのかというのをちょっと確認したいんですよ。と言いますのも、検証に出すか出さないかという議論の中でも、賛成をされた委員のかたから、この調査業務においてはやはり山本事務所とのキャッチボールをと、そういう言葉が出ていますし、それに参考人の山本さんなんかにも中身を聞いたりしてしっかりと設計していくような仕様書の中身になっていますので、というような発言もあったわけですね。これからしますと、それと、すみません、その当日の午前中の特別委員会でも議会を通して山本先生に聞きながら、ということもできるというような発言もありましたので、委員の頭の中にはそのキャッチボールすることを否定をしていない、そういう頭があったと私は理解しております。けれども、日本設計さんが否定をされたということ、どのように受け

止めればいいのかと。私はその業務委託の契約の条件に入っていると思っていたんですが、その点をちょっと明らかにしていただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 湯口委員。

◆湯口史章 委員 私が答えるのも変な話ですけど、我々は正式に日本設計に委託をしたわけですよ。それで、今言われている内容についてキャッチボールがあるとすれば、少なくとも、日本設計が山本さんの示しておられることに疑義を感じたりして、これは向こうさんにお聞きしないといけんなど、でないとうちはこれができないなというケースの場合だけだと私は思いますけどね、もしもそういうことがあれば。私はそれは日本設計さんは感じておられないんだと思いますよ。改めてこの仕様書なり内容なりでどういうこれは内容なのか非常に不明確だと、わかりにくいと、我々に聞いてもよくわからない、だから原案の立案者である山本さんに確認を取ってくださいと、我々が答えられないなら。私はそういうレベルのときに聞かれるかもしれませんが、それ以外はまず技術者としてそういうことで迷うようなことがなければ粛々と技術者としてやっていかれると思いますよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 今のお話だったら、結局、前回に県の建築士協会に出したときと同じようなことになってしまうと思うんですね。だから、そのために今回は県の建築士協会に出したときよりも注意をして仕様書を作られた、議論をされたと私は理解しているんですが、そうではないということですか。

◆橋尾泰博 委員長 いいですか。ちょっと議事整理をさせていただきます。日本設計さんをお願いしておりますのは、住民投票条例の折に市民の皆さんにお示しをした比較検討表の1号案、2号案、それで今回は2号案の検証をするということでお願いをしました。それで、仕様書については、平面図を書いていただきたい、金額を計算をしていただきたい、それから工期を検討していただきたいとか、そういう非常に大まかな仕様書になっております。それで、そういうことで、じゃあ、どういうことを優先するのか、どういうことをきちっと検証していただくかということを、我々と日本設計との間で齟齬がないように、日本設計さんのお話も聞きながら、それを聞いた上で我々特別委員会が議論をし、こういうかたちで検証をお願いしますという計画条件、これを今詰めておる段階でありまして、先ほど、伊藤委員がおっしゃった、我々は設計者ではなく技術者として来ている、話し合っても無駄だと思うと、これは我々この場で言われても、どなたも返事ができる話ではないと思いますので、今日の調整会議の折にでも、もう一度日本設計の方に確認か、聞いていただきたいというふうに思います。ちょっと待ってください。

それで、伊藤さんの言われることはよくわかるんです。ちょっと待ってください。ですから、日本設計の方にも、今湯口さんがおっしゃったように、そういう山本さんの案について聞きたいことがあれば事務局を通して特別委員会の方に打診をしてくださいと、そのことについては山本さんに問合わせをし、回答いただいたものを日本設計さんの方にお渡しをしますと、そういう話でおります。現段階のところ、日本設計さんからそのような依頼は現在ありません。それで、山本さんは設計士であり、それで技術者と言えば建設業のかたとかいろんな業界のかた

ですけど、そういうかたに見積もり等を取られて提案をしておられると、そういう経緯があるので、伊藤さんも、そういうキャッチボールがあって然るべきではないのかなというお話だろうと思いますけれども、それは午後の調整会議の方で御提案をしていただきたいと思います。ちょっと待ってください。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 日本設計さんにそれを言う前に、この委員会がどのような認識でこの検証を委託したかというところは私は確認したいんですよ。だって、賛成された委員の中から、キャッチボールしてだとか、さっきも言いましたけど山本さんに中身を聞いたりしてしっかりと設計していくような仕様書の中身になっていますのでちゃんとここで言われているわけですからね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 伊藤さん、要するに業務を行う上でわからない部分、何を意図しているのかとか、積算業務をやる上で、それを正確に把握するためにわからないことについては我々に、例えば照会があるでしょう、どういうことでしょうかと、これについてはと。それで、それが我々では回答できないことであれば、上田さん等を通して山本先生に確認をしていただくということもあるかもしれませんし、それはあくまでも業務の中身について、要は判断することが難しいというような場面ですよ。それで、伊藤さんの言うておられることの意味を聞きますと、技術者として片一方はできると言った、片一方はできないと言った、ここについて調整をしない、そういう意味のことを言うておられるように私は聞こえるんですが。それはこの間言われたじゃないですか、日本設計さんは。我々は3人で結論を出しているのではないんだと、あくまでも我々は技術者として今回のことについて調査業務に当たっておると。それで、結果については組織としてのこれが我々、要は日本設計としてのこれが我々の回答なんですということなんです。そこまで言われたかたが、一方でできるだ、できんだと言っておる人と議論なんかするわけないわけですし、それは会社として責任を持つということなんです、日本設計は、そこまで言ったということは。お金もいただいてやっている話ですから。だから、その上で、技術論について相手方と云々かんぬんなんてやるわけではないですよ。必要もないし。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 キャッチボールの話、必要があればの、さっき湯口委員がおっしゃったとおりでというふうに思います。それで今、日本設計がいわゆるこの検証経過の中で1番、2番、3番と出している、まさに本来ならば、これを山本事務所にどうですかということであろうかというふうに思いますけれども、出ているのは我々、今出ている要するに委託しているのは、鳥取市議会から日本設計に委託をして、鳥取市の案として、議会の案として、これ今委託をして検証をしている状況です。だから、それは日本設計として、じゃ、これをどこに尋ねるかということになると、議会に尋ねる話になるわけです。それで、議会で、じゃ、これは山本浩三氏に聞いてみようということになれば、議会から山本事務所にこういう案が出てくるのはどうですかということには聞けばいいと思う、それは。今の状況からすると、いろんな議論の中でまず1番、2番についても山本事務所に聞くこともない話なんですわね。要するに、技術的に1番を取るか、2番を取るか、どっちも取れないという話で、これ、山本事務所にこんなこと、

それこそしたら山本事務所は恥をかきますよ、本当に。

だから、我々わからないと、この中で、今出ている検証の経過の中でわからないから、じゃ、山本事務所に聞きましょうということであればけれども、そこにするまでの話でもないでしょう。だから、必要であればそれは日本設計から山本事務所に聞いてくださいよという話が絶対にくると思う。でもその必要はないから今、その話はない。ここで止まってここの議論になっている話だと私は思いますけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、要するに、前回あのようには必要はないということ、日本設計さんから言われたことに対して、この委員会としては、いや、ぜひとも話を聞いてくれというようなことは言わないということですよ、その確認ですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 必要があれば今ここに出ている、まさにこの今、日本設計から出ている1番とか2番とか3番の問題が、山本事務所に聞いてどうですかということ聞けば、それがそのことだというふうに思いますけれども、この委員会の議論の中では、そこまでの話ではないということで、我々はそういうふうに判断しているわけですよ。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと議事を整理させていただきます。先ほど、私が皆さんの御意見を聞く中で、1つの提案として、皆さんの御意見を集約する立場として山本さんのお話も聞かせていただきました。それから、日本設計さんのお話を聞かせていただきました。その中で、この度の検証作業を進めていく上で、言えば地下室部分、ここの部分も基礎免震にして検証すれば、より住民投票の折りに、市民の皆さんに提案をした2号案により近いものだというので、このような検証を進めたらどうかという提案をし、皆さんに御意見をいただきたいということで提案をさせていただいたわけですが、その点から今のような議論になってきたわけですが、議論がちょっと交錯しておりますので、私が申しあげました皆さんの意見を集約するかたちの1つの提案、これについて、委員の方から御意見をいただきたいというふうに思います。いいですか。あんまり違いはないと思いますけれども。はい。

それでは、再度確認をさせていただきます。既存本庁舎の改修の検証につきましては、2号案の理念でございます免震工事をやるということ。その免震工事というのは、基礎免震で検証するという。それから、設備等については使えるものは長く大切に使うという理念の基に、そのような基礎免震工法を取り入れれば、工事費そのものは恐らく高くなるんでありますが、そのような検証をお願いをするということ。それから、この居ながら工事ということ、これが日本設計さんと山本案とで大変大きな意見の違いがありますが、前回の調整会議において、上田委員の方から免震は居ながら工事ができるのがメリットで、それを採用しておると。スラブをしたから補強工事ができると思いますがという質問に対し、できるのはできると。ただ、工期が長くなる。あるいは事業費が高くなるということがありますと、そういうことも含めて総合的に作業の問題等も入れて、機械室のこともあったんでしょ。それでできるかできないかということになれば、できないという判断をせざるを得ないという話でございました。

ですから、現実に居ながら工事ができないと100%否定するものではないというふうに思い

ますし、ここが一番両案の意見の全く相反した主張でありまして、言えば、先ほどの基礎免震ということによって、この居ながら工事というものも土間コンの部分クリアできれば、免震工事の最大のメリットである居ながら、執務をしながら、地下において作業ができるということで、検証をするという方法もありますが、この点、どうでしょうかね。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 基本的には居ながら工事ということですが、環境からすれば非常に劣悪の環境の中で、それこそ執務をしなければならないということだけは恐らく、そのあたりはやはり認識をしていただかないと、ただ単に居ながら工事で仕事しながらできる、できると言っても、前回先進地視察したときも結果としては、かなり大きな騒音であったりということがありますので、非常に厳しい状況の環境の中での居ながらという格好になるんじゃないかということは、皆さん、理解してもらわないといけんじゃないかなと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 上杉さんが言われたように、当然居ながらということになれば、執務にも影響が出るというのは承知をしています。ですけども、先進地視察をやった中でもできるだけ、そういった騒音なり、振動が軽減できるような、また検討しながら進めてきたと、免震工事を実施してきたということがありますので、僕はやはりここは、その辺はやっぱり影響が出て辛抱していただいて、居ながら工事でやっていくというかたちを進めていただきたいなというふうに、日本設計にお願いしたいなというふうに思っております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 居ながら工事のことについて、先ほど、上杉委員の方から私たち特別委員会が裾野市であるとか、荒川区であるとか、過日この特別委員会で視察を行って、相当なこの騒音が予想される。これもこの本庁舎工事において、鳥取市庁舎の工事においても居ながら工事、この日本設計のこの前の御説明においても、相当困難な工事が伴うということ、そしてこの騒音。この騒音について、私もこの次の調整会議のときにお聞きしてみたいなと思っておったんですが、騒音については、ただ単に本庁舎で執務をされておられる職員の皆さんだけの問題で済まない。隣にはこの日赤病院もあるわけですし、そこへの相当な影響ということは、私は避けて通れないというふうに思っております、このあたりのことを踏まえて、この議論、日本設計さんの方にもお聞きをし、どのレベルでの居ながら工事においてこの騒音が想定されるのか、日赤には多くの患者のかたがたも入院されていらっしゃるわけですし、そういったことも加味しながらこの問題については、検討しなくては。要は、入院患者さんにとっては生命に関わる問題ですから、この裾野市であるとか、荒川区であるとか、職員の皆さんの150回に及ぶメールでの騒音に対するクレームへの対応とかお聞きしましたが、そこだけで済まない問題が私たちのこの本庁舎の工事には伴うということも、考えに入れておかないといけないなというふうに私は思っておりますので、またこれは改めて調整会議でお聞きしたい項目として挙げさせていただきたいというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。今、桑田委員がおっしゃられた騒音等の問題ですね、これも現実の上で執務しながら下で工事するわけですから、どこの免震工事でも音がするわけで、これはもう鳥取市役所だけがそういう状況になるということでない、それはもう

そういうことも想定しながら2号案を提案をし、市民の皆さんが選択をされた。あとは技術的な問題とか工法の問題ですから、これは我々がいろんな議論をしてもなかなかこれという改善策も出てこないと思います。これは、建設業なり設計士のかたなり市と三者で議論して進めていく話だろうと思いますし、今の検証作業において、それは念頭に入れればいいんでしょうけども、具体的に、じゃあそれで細かいものが出てくるか、検証結果として出てくるかということになると、私は次の基本計画、基本設計の段階で議論していくことではないのかなという思いがいたしますが、やはり市民の皆さまに御迷惑をかけないというのが我々の思いでございますから、その点については昼からの調整会議で御質問をいただきたいと思います。

ただ、2号案のこの居ながら工事というのを前提にし、市役所の業務を停止しないで免震工事をやるというのがこの2号案の大きな理念でありますので、やはり100%居ながら工事ができないという日本設計の考えでございました、前回の。そういうことであるならば、居ながら工事のできる方法で検証していただいて、そしてその中で金額なり工法、工期なんかが出てくるんでしょうが、その中でこういう問題点がありますよと、例えば今おっしゃった騒音の問題だとか、安全性の確保の問題だとか、そういうもんが調査結果の報告として出てくるんだろうということは思います。それは、次のステップでの議論になるんじゃないのかなというふうに私は理解をいたしております。そういう点で、2号案と言うか、条例案を提出、検討した折の理念から言えば、居ながら工事というのが基本となっております。そういう点で皆さんがたにお諮りをしたいと思いますが、そのような理念に基づいた、居ながら工事を提案をしておられる現実を受け止めて、そういうかたちでの検証を日本設計さんをお願いをするというのが山本案により近いような気がしますが、御意見ください。湯口委員。

◆湯口史章 委員 確認です。土間、どうするかというのって結構大きいことだと思うんです。下からやるのか、お金がかかっても。それで、壊すということになると今の話じゃないですけどかなりの音がしますわね、コンクリートを削っていきますから、ボンボン、ボンボンいって。それで、ただし、免震に関して言うと、私はかなり音は低減されると思います。なぜかと言うと、柱頭免震でないからですわ。柱頭免震でなぜ大きな音がして響くかと言うと、切るわけですわね、柱を。これによる振動であったり、騒音というのがすごく大きかったわけですよ。ところが、今の話で基礎免震になっていくということになると、通常の基礎をしたりとか、そういうレベルでの矢板を打ったりとか、というのも通常の建物でもしますから。それで、その部分では、かなり音の心配で言うと低減されるんだろうなと思うんですけども、土間をガッポンガッポンこれ、やるかというのは結構今、言われたことには時間帯を考えるのか、やり方として、あるいは上田委員の方からも提案があった下の方からやるような、多少お金がかかってもそういう工法でもやれるわけだからという提案もありましたから、この辺どっちにするかというのはある程度我々の方で、でもこれで考えてみてくださいなということ、日本設計の方には言わないといけないんじゃないかなと思いますので、その辺の整理をしていただけたらと思います。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。私たちも専門家ではありませんので、工事の詳しいことはよくわかりませんが、例え免震工事をするにしても今の本庁舎の下を全部空洞に

してやるという話ではなくして、少しずつ掘っていってできるスペースのところで咬ませていく、それでそれが済んだら次の区域にいくというような話だろうというふうに単純に理解をしておりますが、そういうようなことで、例えば居ながら工事を、日本設計さんの言われるのは、1階の床ですかね、土間コン、それを一旦撤去をして、それでまたきちっと補強もし、上から生コンを流してというような話だったというふうに思います。これは、工期が短縮できる、あるいは工事費が安くできるということに基づいて提案をされたんだろう。ただ、そのことによって1階の業務スペース、工事をする場所ですね、それがどれくらいの大きさのスペースか我々は理解できませんが、そんなに建物全体ということじゃ相ならんでしょう。ということでありますから、その部分については、その工事の期間中、別の場所に移動してくださいというような話だろうというふうに思います。

それがどの程度の規模で影響を及ぼすのかということはやっぱり専門家のお話を聞かないといかんわけですが、仮に日本設計さんのような工法でやられたにしても移動しなきゃならん部分というのは、非常に限定的な広さになっていくのではないのかなというふうに思います。規模は私もようわかりません。そういうことで居ながら工事という理念に基づいて検証をしていただく、それによって、例えば工事費がこれだけ付きますとか、工期がこれだけ長くなりますよというような問題、結果が出てきて、それで、日本設計さんの方からすればこういうかたちでやれば工期が短くなりますよとか、あるいはいろんなまた問題点が検証結果の中で出てくるんだろうと、それを踏まえて次の基本計画、基本設計の段階で鳥取市と協議しながら、どういうかたちで整理して基本設計に入っていくのかという議論になっていくのではないのかなというふうに、私は理解をしております。そういうことで居ながら工事というかたちで、検証を進めてはどうかというかたちで御提案をいたしました。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 はい。私は結構だと思います。そもそもこの居ながら工事がなぜここに出てきたかという、例の仮庁舎の問題が議論になりましたわね、要するに仮庁舎ということになると、それだけかなりのまた場所と費用もかかると。ですから、仮庁舎はいりませんと、ですから居ながら工事をするということだったんですけれども、先ほど湯口委員からも出ました、方法としては仮庁舎ではなくして新第2庁舎を最初に建てて、そちらの方に例えば1階のそれこそ執務部分、業務部分を一旦それこそ何してということも可能なわけですからね、ですから、形態としてはこれからの議論だというふうに思いますけれども、要するにあんまりこだわってどうしてもこの執務を工事の期間中そこで1階で設置しなければならないということではなくして、何らかの方法で市民にそれこそ迷惑のかからないような状況の中で執務をすれば私はいいというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい。その他御意見ございますか。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 委員長がおっしゃったように、いわゆる機械室も含めて免震をやっていくという基本的なことを皆さんほぼ合意だろうと思うんですよ。それで、それに付随して桑田委員さんが騒音の問題ね、とっても大切なことですし、我々も同じことを考えるんですけども、それはやっぱり実施設計、将来建てるという段階で何億かかっても防音壁をつくるのかつくらんのか、例えばの話ですよ、そういうことは我々が今議論していますとさっぱり議論が前向きに進

まない。これについて、それはすべてのこと、条件をクリアして我々が判断しながら1つの結果を出すということができれば、それはもう最善ですし、素晴らしいことですけど、それは無理ですんでね。基本的にやっぱり免震して機械室も含めて免震して、居ながら工事をやっているということだけを我々としては決めましたら、あとはそれに伴っていろいろなことは、これはわかる術もないですわ、なんぼ聞いても。これはやっぱり次の段階でいろんな技術的なことを執行部とも我々も必要であれば加わってもいいんですけどもね、そういうことで詰めていく具合に今こうやればこういう問題が起こるこうやればこういう問題が起こるっていうことを詰めておりますとね、際限ないと思いますし、それは無理だと思いますんでね、基本的なことをこう1つずつクリアさせて我々の結論にしていくということで、委員長さん、お進めいただきたいと私は強く願うわけです。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。御意見がないようでしたら、最終確認と言いますか、特別委員会の検討業務の確認にさせていただきたいと思いますがよろしいですか。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 すいません、ちょっと最後だということを確認させてください。湯口委員の方からちょっと出ていましたけども、建設設備甲類、これのときにその自家発が72時間必要だということで、そうなったら給油タンクとか、そういうものを増設とかそんなのも必要だという話もあったんですけども、これは当然建設設備甲類というのを順守するというのでいいですね。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆島谷龍司 委員 はい、わかりました。

◆橋尾泰博 委員長 そうしますと、本庁舎の免震改修工事でございますが、地下室も含め全て県庁と同じ基礎免震で検証していただく。それから居ながら工事が基本理念となっておりますので、居ながら工事で検証をしていただく。それから解体部分につきましては、2階建ての部分900㎡、それから南側1階部分の約50㎡、これを解体をする。これを検証するというので本庁舎につきましては、このような方向性で検証作業をお願いをするというのが計画条件でございます。それでよろしゅうございますね。

() はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは全員御了解をいただいたということで確認をさせさせていただきます。それから、次の新第2庁舎新築と半地下の駐車場、これも3点セットの2つでございますけれども構造的には、新第2庁舎と半地下駐車場が一体的な建物というふうに相なってまいりますのでこの2つを協議に入らせていただきたいというふうに思います。まず新第2庁舎の整備範囲を確認を再度させていただきます。建物規模、地上5階地下1階約4,380㎡、地上約3,650㎡、庁舎機能、地下約730㎡、駐車場機能(半地下駐車場と接続)ということでございます。耐震性能といたしまして構造体I類、建築非構造部材A類、建築設備甲類でございます。免震構造ということでございます。それから、半地下駐車場でございます。建物規模と屋外平面駐車場、新第2庁舎地下駐車場と併せて150台の駐車施設。駐車台数100台、上部にふれあい広場1,650㎡。それから駐車場の中にトイレの整備、それから新第2庁舎と連結をいた

してまいりますエレベーターの整備ということでございます。これが新第2庁舎と半地下駐車場の整備範囲というか、新しく新設する規模、あるいは求める機能でございます。

この点について御了解をいただけますでしょうか。ちなみに1つ確認をさせていただきますが、新第2庁舎の耐震性能のところで免震構造（9月20日質疑回答による）ということで書かしていただいております。これは皆さんも御案内の通り、住民投票の折に比較検討表を市民の皆さんにお示しをさせていただきました。新第2庁舎については、その工法というか、構造というものは設計の時点で決定をするということになっております。ただ、この度の2号案の検証をするにあたって、比較検討表の参考欄のところに、この新第2庁舎については免震構造で算出をしていますということの記載がございます。当然この免震構造というのは皆さんも御理解して言いますか、認識していただいておりますが、湯口委員がおっしゃったように、免震工事は耐震制震いろいろな工法があるかと思いますが、言えば工期が長くつく、それから工事費が高くつく、言えばその用いる工法の中で一番高くつく、言えば工事費を算定する上で一番上限を設定をしておるということでありまして、この金額で設定しておれば設計のうちに免震工法であれ、制震工法であれ、耐震工法であれ全てに対応できるということ、そういうことがございましたのでこの度の検証については、免震構造で検証するというので、現在日本設計さんの方にこのようなかたちでの検証をということで御意見をいただくようお願いをしております。

ということで、縷々申し上げましたけれども、新第2庁舎の新築部分、半地下の駐車場の整備範囲、先ほど読み上げさせていただきましたけれども、再度確認でございます。このようなかたちで進めさせていただいてよろしいでしょうか。いいですか。はい、ありがとうございます。それでは、検証の経過ということで右の方に記載してございますが、言えばあまり詳しいことは新築というか、ゼロの状態から積み上げることでありますから、今の本庁舎をどういう工事をやる、どういう改修をするっていうような非常に複雑多岐な条件がございますので、記載しておりますように、新第2庁舎につきましては、この南側の1階部分を解体を50㎡するんですが、それをどこに持っていかってという話ですが、これは基本計画とか、基本設計をする段階でどこにはめるかっていう話であろうと思いますので、この度の検証についてはあまり大きな意味がないのではないのかなというふうに思います。それから、半地下駐車場でございますが、駐車場が、半地下の駐車場と平面の駐車場で150台が収まらない。こないだ日本設計の方に提案をしていただいたのは、90何台でしたかな。95、6台。で50何台足りないというようなことで、今の免震構造にすれば足りないということでございますけれども、これについても、これはどっちになるのか、次の外溝になるのか、半地下の駐車場のことに絞って議論をしていただきたいと思いますが、当初100台を予定しておったものが75台になったということであります。今のところはそのような記載しかしてございませんが、この点について、どのように検証を進めていくのがいいのか、皆さんの御意見ををお願いをしたいと思います。

○勝井節朗 市議会事務局次長 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、勝井次長。

○勝井節朗 市議会事務局次長 事務局からですけども、午後からの調整会議のときに日本設計の

方がこの下の方の部分に関します資料を持ってくるような格好になると思いますので。

() 駐車場、駐車場の。何の話。

○勝井節朗 市議会事務局次長 はい。すいません。駐車場の半地下の分でございますけども、その段階で協議をしていただければと思うんですけども。

◆橋尾泰博 委員長 その情報は何時入ってきたんですか。

○勝井節朗 市議会事務局次長 今日の朝入って来ました。はい。

◆橋尾泰博 委員長 お聞きをいただきましたように、次長の報告によりますと、今朝ほど日本設計の方から半地下の駐車場について説明書類を伴って鳥取に来るということですね。はい。ということのようでございます。その折に詳しく議論をしたいと思いますが、ただいま提案をしております新第2庁舎並びに地下駐車場、基本的にはどのような検証を進めていくのがいいのかということ議論をしたいと思います。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 新第2庁舎についてはその通りで私はいいと思いますし、半地下駐車場は、問題は台数が午後どういう提案があるかわかりませんが、前回までの議論からすれば、100台の確保は不可能だということとして、これがあと、この間の議論のなかで何台ということになって、精々10台位目いっぱい入れてというような話だったというふうに思います。ですから、午後の調整会議の中で具体的な数字は出て来るでしょうけども、もうそれをあえて、もうそれを我々が受け入れるようなかたちで150台の足りない台数を、言ってみれば地上の何処に確保するかというふうな議論に持っていくべきなのかなというふうに私は思います。

ですから、地下の駐車場の台数についての議論というのは、これ多分出来ないというふうに思います。もう出来た、提案した台数、これが75台になるのか80かわかりませんが、もうそのあたりの中で、最終的に絶対数その150だと言っていた台数で確保できなかった台数を外構等の倉庫等々のところも出てくるでしょうから、そのあたりで求めるようなそういった議論にこれから持っていくべきなのかなというふうに思いますので、地下については、もう昼からの調整会議で具体的な台数、最終的には出てくるだろうと思います。それを受けるようなかたちに。それで次のステップ、次の議論に行くというふうにしていただければというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。今、第2庁舎の場合に一応免震というかたちで日本設計の方には積算をしていただくということで、さっき委員長の方からも、最終的にはこれから先、設計段階でどちらにするかは今後の次の段階で決められればいいと。とりあえず今回は免震でという話ですから、それはそれでいいですけども。半地下の駐車場、当初100台という、ちょっとお話が繰り返しになるようなかたちになると思いますけども、当初の半地下の駐車場の台数の関係は、やはり鉄骨で制震というかたちでしておりましたから、当然それによると柱が小さくなる、それによってなんぼか台数も日本設計が示している75台よりは増えるというかたちで、当初計画をしておったわけですので、さっき言ったように、今回免震でやるというかたちになれば、柱の大きさが大きくなって、75台しか駐車スペースがとれないという1つの考え方ですけども、当初はそういった鉄骨で制震というかたちでやっていて、台数は増えていたと、その分をどう

言ったかたちで、今度は必要台数を求めていくかということになるかと思しますので、ですから、今回は日本設計が示しているようなかたちで行くと、それで次の段階で実施設計のときに、それなりのまた多少の変更は出てくる可能性もあり得るという点だけを申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 日本設計が示した図面によりますと、柱の太い細い、この地下1階部分ですね。これ、ここを無理をしても10台も入りませんよ、どう考えたって。ですから、私はこの問題は上杉委員が言われましたように、ここはこことして他の対応で外講の部分、タクシーの例えばプールの6台ですか、あるとか、市民会館側に展開スペースがあるとか、そういうのも要らないからここを駐車場にしてくれないかという方法でやるべきであって、ここはやはり出入りの安全、出入りのし易さ、ということを最優先にしていきたいなというふうに個人的には思っております。そのために多少駐車台数が減るのはやむを得ん、あるいは耐震とか、制震にすることによって駐車台数が幾らか増えますよということがあったにしても、安全走行という使い勝手の良さということを優先にさせていただかないと後々ちょっと困ることになるんじゃないのかと、不得手な女性のかたとかでも随分来られるわけですから、そういうことを考えて、ここの設計はやっていただきたいというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 前回の調整会議のときに、庁舎整備局の方から現駐車場の稼働率について説明がありました。この調査日と言いますか、それが測定日、これが240日、満車日がそのうち160日と、67%の稼働率、約67%の稼働率。こういった状況の中で、日本設計さんが午後からこう言ったこともお聞きになり、前回の内容をお聞きになり、そして提案を持ってこられるとは思いますが、いずれにしても、これが台数がこの制限を現状よりも台数制限がされるということになれば、当然ながら全体の満車日というのもやはり増えて来るわけですし、さらに、先ほど入り易い駐車場という、副委員長の方からありましたが、ここの中に提案としてこの山本案の方には、例えばハートフル駐車場であるとか、そう言ったことの提案というのも具体的にはなされてないわけですので、私はこの設計の中にそういった台数が実際何台とれるのかとか、そういったこともお聞きしないといけないなというふうには、私は思っておりますので、また午後からの提案を聞いてというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ございますか。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 午後からの提案を、どういう提案を日本設計がなさるかというのはまだ不明ですから、わかりませんが、私、基本的に例えば提案が例えばですよ、2階建てにしたらクリア出来ますよという提案が仮にあったとしても、それは、私は受け入れるべきではないと思っていますよ。だから、今上杉委員がおっしゃったように、75台というのは100台というのが90台位だったら何とか辛抱しようやというちょっと75台というのは25台も減っているということは大きいんですけども、やっぱりこれは将来展望、プロポーザルとか、実施設計のことになるのかは別として、将来の中ではいろいろな角度で駐車場の検討はさせていただくということで、今、私は極端な不見識なことを申し上げるかもしれませんが、75台は75台でいいん

じゃないかと、市民の皆さんに不便をかけないようにどういう手があるかということは、やはりこの特別委員会ではやっぱり議論していますと大事なことですよ、駐車場は。けれども、じゃ、どうするかと言っても、これ限りがあると思いますこの庁舎内の中では。そういうことで、これは大きな視点で今後の課題として生かしていただくということで、2階建てにしたら止まりますよというようなことで変更すべきでない、これは基本的に私はそう感じておりますので、皆さんはどうかしりませんが、私はそういう感じでおりますので、参考までに申し上げたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。その他ありますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の上紙委員さんの先ほどの御発言、反論するようで申し訳ないですけども、私も日本設計さんがこの山本案に対してこれは半減するんだと、90台しか出来ないんだということについてはこれはもう委員会としては、当然ながら受け入れるべきだと思いますが、しかしながら、将来展望という話もされましたけど、じゃ、それで市民の皆さんに御迷惑をかけるような駐車場設計ではやはりいけないわけですから、その最大限何処まで日本設計さんにお願ひできるのか、このあたりをやはりお聞きしながら、市民の皆さんに納得していただけるものを、委員会だけで納得して済む話ではありませんので、そこら辺はよく議論をしていかないといけないなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 意味は同じことですよ、桑田委員さんも。けれども今の段階でその議論をやっていると、この庁舎で新築なら別ですよ、どこで桑田委員さん、駐車場がとれますか。今の上田委員さんがおっしゃっていましたように、鉄骨造りにすれば10台位は何とかなるだろうということ、それでも85台でしょう。じゃあ、広場をなくしたらいいじゃないかというような展開はこれは住民投票した原案に限りなく間違ってきますんでという意味合いで申し上げているんですよ。広場は誰が来るだいやというような議論をしていたら、あそこを潰して駐車場にしたらもっと取れりゃせんかというような議論は止めましょうということです、私が申し上げているのは。そここのところの基本事項を、気持ちは一緒です。稼働率が60%でもイベントがあったら大変混乱しています実情もございますのでね、駐車場がいかに大切だということはよく私もわかりますけれども、それはやっぱり実施設計の段階で、とんだ不見識な話を申し上げれば、どっかやっぱり用地が貸していただけるようなところがあるのか、ないのかというようなことも含めて、近辺に。そういうことを総合的にこれは検討すればいいという意味で申し上げているんで、桑田委員さん、気持ちは一緒ですんで誤解のないように、それこそ私の方から申し上げておきます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 お二人の話を聞いていて、当然今言われたように同じことだと思えますけれども、今回、一番最初に委員長の方が確認されたように、第2案の検証をするということであつたので、私はやっぱりこの半地下の駐車場の平米数で何台取れるかということだけを検証していただければいいと思って、あと桑田委員もおっしゃる市民サービスの面で言えば、さっき上紙委員が言われたように、実施計画の段階あるいは基本計画の段階で、じゃあどうしたらいい

いだろうという話をすればいいと思いますんで、私は一番最初に上紙さんが言われたように、この平米数の中で何台取れるかというのを、向こうから検証してもらえばいいんじゃないかなというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それではこの新第2庁舎の新築並びに半地下の駐車場における検証作業について、いろいろ皆さんから御意見をいただきました。この特別委員会は先ほども申しましたように、1号案、2号案ともに免震構造で算出をしていますという条件の文章がついております。これが、言えば上限、工期、金額とも上限というかたちですから、どの工法を使っても対応できるという皆さんの認識であろうというふうに思います。そういうことで、この度、日本設計さんに免震工法で検証作業を進めてくださいという特別委員会の判断は、これはもう私は正しい決断だというふうに思っております。

ただ、前回の調整会議の折にも、私の方から日本設計さんの方にちょっと質問したことがございます。と申しますのは、山本さんが中心としてやられた2号案ですね、これについては1号案も2号案もそうですが、建設工法については設計の段階で決定をするということですから、免震、制震いろいろあるかと思えます。そういう中で、山本さんはこの特別委員会の席に来られた折にも、やっぱりいろんなことを総合的に勘案すれば、鉄筋鉄骨ですか、それと制振構造を組み合わせた工法が一番ベストだと、いろんな理由も言っておられたんですが、それが2号案の考え方であります。そういうことで、この間の調整会議の折に、例えば制振とおっしゃった、そういうかたちで検証できれば、上杉委員の方からも御意見がありました、上田さんの方から御意見がありました。そういう2号案により近いかたちで検証するのであれば2つの検証をしていただく方が次のステップの段階で協議をする中でいろいろ参考になるんじゃないかというような話がありましたけども、こればかりは日本設計が受ける、受けないということがありますし、受けないということになれば、いろんな地質調査の条件だとか、いろんなことが出てきて、最終的には基本計画、基本設計の折にその工法というものが決まってくるんだろうというふうに思います。

そういうことで、先ほど新築の分と半地下の駐車場の部分、この整備範囲も決定を御確認をいただきました。検証結果についても車の台数が収まらないという話ですが、これは一応提案、150台というようなかたちになっております。本当にこれが取れるのか、取れないのかこれからの議論だろうと思いますし、設計であろうというふうに思います。山本氏の方は平面でも50台は取れると、これは自分でも設計確認しておるんでというお話もあるわけですけど、現実にごにここういう配置をするという提案もまだ我々いただいておりませんし、ですから、これは今後の課題になろうかと思えますけれども、今の段階、日本設計さんが九十何台しかとれないというような提案がありました。これをより市民の皆さんに御迷惑にならないように、駐車スペースを多く取ることを考えていただくように、これはお願いせないかんと思います。先ほど、房安委員が言われたように、何ですか、タクシーの回し場だとかそういうことをおっしゃいましたんで、そういうことも、はい、ということでもありますので、そういうことも含めてより車が置けるスペースを確保していただくような検証をしていただきたいということは申し上げてもいいのではないかとこのように思います。というかたちで、新第2庁舎、半地下駐車場は今

後そのように進めさせていただくということでもよろしゅうございますか。

それから、最後の外構のところでございますが、残置建物、倉庫ブロック造、書庫ブロック造は残していくと、それから日赤側でございます駐輪場、鉄骨造りですが、これは老朽化しておるので解体撤去をします。それで、駐輪場内の倉庫機能は別途確保するという事で日本設計さんの方にこのような条件を出しております。それから、駐車場につきましては、駐車台数50台、それから駐輪台数、これは仮設定でございますけれども、自転車164台、それから原付7台、こういうものをお願いをしたいということで日本設計さんの方にお出しをいたしております。この点につきましては駐輪場とかがこの間、説明資料の中に、何ですか、日赤側の方に設置をしてありましたけれども、あちら側が本当にいいのか悪いのか、新たな提案だなというふうには感じましたけれども、そこら辺の調整も今日の調整会議の中で御議論いただければというふうに思います。この外構、駐車場、平面駐車場、駐輪場について御意見があれば統一をさせていただきたいと思っておりますがよろしく申し上げます。これは非常に流動的なことができますので、ここで議論してもなかなか結論が出んと思っておりますけれども、いかに効率のいいところに配置をしていただくかという提案をお願いするという事で。工事期間、工事費等もそんなにこの全体の中に占める割合も非常に少ないですし、この点はもう日本設計さんの方にこの条件でお任せするというかたちでもよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。じゃあ、ただいま皆さんに御確認をいただいたことを基本として、日本設計さんと午後の会議でさらに調整会議というかたちで確認をさせていただいて、最終の計画条件の決定並びに調査業務の発注という段取りに入らせていただきます。ここが確認できませんと、下に書いてございます工期の設定あるいは建設費等の積算、これできませんので、午後の会議に引き継ぎたいと思います。

ただ、1つ皆さんがたの方で御意見を賜りたいと思っておりますが、この最後の建設費等でございますが、前回の10月5日の調整会議におきまして、日本設計さんの方が、この20億8,000万の金額にこだわらず実際の金額を積み上げて行きたいという発言をされました。当然、設計士が違う、人が違うわけですから、それからまた条件も変更してきます。当然、金額の見直しに当たって、金額が違ってくるのは当然だろうというふうに思いますが、皆さんの御意見をいただきたいと思っておりますが、この実際の金額っていうのが、どういう根拠に基づいた実際の金額なのかというところの意志統一なりを図り、日本設計さんと御議論しないといかんのかなというふうに思っておりますが、はい。その辺について皆さんの認識をお願いをしたいなと。上紙委員。

◆上紙光春 委員 この間の調整会議のときに、日本設計さん皆さんがお許しいただけるんなら、あるいは了解をいただけるんなら、実勢価格で幾らでもやらせていただきますと、民間ではそんなのいっぱいそういう事例がありますと、ただ公共団体というのは、公共団体としてのルールがありまして、この市としても市の設計単価というようなこともお持ちなんですけれども、けれどもやっぱり住民投票した金額とより近い、近く比較できなければ意味ないと思っておりますよ。これそうでないと、もう間違いなく膨大な掛け離れが出てくるということはもう予想だに、もうはっきり言えますが。やっぱり実勢価格でまず見積もりを、積算をさせていただいて、しかもやっぱりこの20億8,000万もちろん変わってきますよ。今もう議論した中で条件が変わってき

ましたからね。それは増えたってこれは当たり前な話でして、それはそれで私は良いと思えますよ。けれども、やっぱり今の段階で、実勢価格でやっぱり当時そのときも日本設計さんおっしゃっていましたが、鳥取市内でも力いっぱい調べてみますと、参考資料としては、そうなれば、そういうかたちでやっぱり積算をしていただくと、それで、将来プロポーザルであるとか、実施設計であるとか、基本契約とかっていうことにつきましては、これは予算組みとはやっぱり別途にまた考えていければ、また必要に応じては、市民の意見もそれなりのかたちで執行部はお取りにならなきゃならんことがあれば取られて、市民のためにこれでいいかと、もう少し工夫したいと思えますがいかかでしょうかってなことも時と場合によっては生じると思うんですよ。それはそれで直していけばいい。けど、今は実勢価格で積算をしていただきます、していただかないと比較にならんし、検証にならないと私は思っております。皆さんも、こう同意していただきたいと思えますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、その他ありますか。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 上紙委員さんが言われたのはごもっともだと思います。ただ、公共工事として発注をせざるを得ないという物件でございますので、国交省の基準に従った公共工事発注の積算というの、これもやはり参考として結構でございますけれども、当然していただかなきゃいけないというふうに私は考えます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。日本設計さんに確認しないといかんのですが、この間おっしゃった言葉ですね、というのは基本設計で積算する、これも実際の価格だというふうに思いますし、例えばいろんな市役所の工事をやったりとか、同じような類似の工事がありますよね。そのサンプルを取って、例えばその平均を出す、これも実際の金額って言えば実際の金額って言えるのかな。それから、先ほど上紙委員がおっしゃいました、設計士として設計をし、この工事工法でやれば、お宅の建設会社さんはどれくらいで受けていただけますかという見積もりですね、それを何社か取ってその金額で出してくる、これが言えば実勢価格だろうというふうに思いますが、これも実際の数字だという、金額だというふうに思います。

ですから、人が違えば当然金額は違ってくるのは当然でありますから、皆さんに御異論はなかったんですが、やはりその実際の金額という積算をする根拠、これは、やはり今日、日本設計さんが来られた折に確認もし、皆さんの御意見を調整し、この基本的な考え方によって積算をしていただきたいということは申し上げなければならんのだろうと、これが調査を発注する我々の責任だろうというふうに思います。こういうことも踏まえて、昼から日本設計さん来られます。最後の調整会議でございます。その折に皆さんの御意見を言っていたいて、最終的な計画条件の詰めをやらせていただきたいというふうに思います。というところで、よろしゅうございますか。はい、それでは午前中開きました、耐震改修等における調査特別委員会をこれを持って閉会といたします。御苦労さまでございました。

午前 11 時 58 分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博